

県有施設における地産地消自動販売機設置者募集要項

宮崎県では、県有施設における地産地消自動販売機設置者（以下「地産地消設置者」という。）を募集します。参加を希望される方は、この募集要項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募事項及び物件

(1) 「地産地消自動販売機」を設置するための県有財産の賃貸借（更新なし）

ア 地産地消自動販売機の定義

商品のすべてを県内で生産された農林水産物（以下「県内産」という。）を原料として加工した飲料（以下「県産飲料」という。）で占める自動販売機。

イ 販売可能な県産飲料

次に掲げる飲料とする。

- ・ 県内産の野菜や果実を原料に使用した飲料
- ・ 県内産の茶葉を 100 パーセント原料に使用した飲料
- ・ 県内産の生乳を原料に使用した飲料
- ・ その他県内産の食材を原料に使用した飲料

※ただし、上記県産飲料以外に、県内で採水された天然水 100%の飲料を本数換算で 10%以内（小数点以下切り捨て）の範囲で、販売を可能とする。

ウ 地産地消の P R

地産地消設置者には、みやぎきの食と農を考える県民会議が実施する「自動販売機を活用した地産地消の P R（共通ポップの掲示等）」に御協力いただきます。

(2) 公募物件

別添公募物件説明書記載のとおり。

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限された者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)でないこと。

(5) 所在又は居住について、次の地域要件を満たしていること。

ア 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。(地域要件A)

イ 法人の場合は県内に本店を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。(地域要件B)なお、地域要件Aを満たしている法人も応募申込みを行うことができるが、5に定める地産地消設置者の認定においては、地域要件Bを満たす法人及び個人を優先して取り扱うものとする。

(6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する2年以上の実績を有していること。

(7) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。

3 公募条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとします。ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、地産地消設置者(借受者)が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 貸付料

貸付料は、基本貸付料と売上比例貸付料のそれぞれに消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を加えて得た額をもって年額貸付料とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとします。

基本貸付料は、年額1万円、売上比例貸付料は、地産地消自動販売機の年間売上額(以下「年間売上額」という。)が10万円を超える場合に、超える金額の10パーセント(千円未満切り捨て)です。なお、基本貸付料及び売上げ比例貸付料にはそれぞれ消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額が加算されます。

基本貸付料は、各会計年度の4月30日までに、売上比例貸付料は、各会計年度ごとに県が指定する期日までに、それぞれ県が発行する納入通知書により全額納入してください。

また、地産地消設置者は、年間売上額を翌年度の4月15日までに報告してください。

なお、この報告内容に不正が判明した場合は、その地産地消設置者の名称を公表します。

※ 貸付料には、電気料は含みませんが、水道水を使用する場合は、水道料相当額を含むものとします。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、地産地消設置者の負担とします。なお、地産地消設置者は、自動販売機の設置にあたって、電気料を算定するための子メーターを地産地消設置者の負担で設置し、貸付料とは別に、県又は指定管理者が算定した電気料について、県又は指定管理者が指定する期日までに納入してください。

エ 貸付面積

貸付面積は、別添公募物件説明書記載のとおりとします。また、自動販売機及び3(3)イに定める使用済容器の回収ボックスは、公募物件ごとに示した場所に、貸付面積を超えないものを設置してください。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行ってください。

オ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種 of 設置に努めてください。

(2) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を県の承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、県又は指定管理者の指示に従うこと。

オ 販売品目は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおり（缶・ペットボトル・ビン等の密閉式の容器入り、又は紙コップの清涼飲料水等）とする。

また、酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。なお、設置後に販売品目を変更する場合は、県と協議を行い、その指示に従うこと。

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、地産地消設置者が行うこと。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、地産地消設置者の負担により速やかに復旧するとともに、地産地消設置者の損害について、県の責めに帰することが明らかな場合を除き、県はその責めを負わない。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、地産地消設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、地産地消設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復等

地産地消設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、地産地消設置者は、県に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することができません。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は次のとおりとします。なお、郵送の場合は書留とし、かつ、「地産地消自動販売機設置応募申込書」と明記してください。また、申込期間内必着とします。

ア 申込先

宮崎県農業流通ブランド課 食の安全推進担当
(〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号)

イ 申込期間

令和6年2月28日（水）から令和6年3月7日（木）まで（必着）

(2) 必要な書類（各1部）

- ア 応募申込書（第1号様式）
- イ 設置希望箇所一覧（第2号様式）
- ウ 役員等一覧（第3号様式）
- エ 誓約書（第4号様式）

- オ 地産地消推進の提案（第5号様式）
- カ 販売品目一覧（第6号様式）
- キ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）
- ク 2(3)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ。）
- ケ 県税の納税証明書（県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方
法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書類）
- コ （法人）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
（個人）住民票記載事項証明書
- サ 2(6)に係る実績を確認できる書類（様式任意）

※ ケ及びコは、発行後3か月以内の原本に限ります。なお、写しで差し支えありません。

(3) 申込書等の書換えの禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- ア 応募資格のない者が行った応募申込み
- イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み
- ウ 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み
- エ 記名押印を欠く応募申込み
- オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み
- カ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み
- キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの
- ク 応募に関し、県の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- ケ 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

電話、ファクス、インターネットによる受付は、行いません。

5 地産地消設置者の認定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格

を全て満たしている者を選定対象者とします。

- (2) 選定対象者のうち、県が販売品目の内容等を審査し、適当であると認められた者を地産地消設置者として認定します。なお、販売品目の内容等が適当な応募が2者以上ある場合は、地産地消推進の提案等を勘案し、選定します。
- (3) 地産地消設置者の認定は、3月上旬を予定しています。地産地消設置者の認定後、応募者に選定結果を連絡します。

6 行政財産貸付申請の手続

地産地消設置者に認定された方は、別途定める期日までに、次の書類を提出していただきます。

- (1) 公有財産借受申請書（県指定様式）又は教育財産等借受申請書（県教育委員会指定様式）
申請書中に連帯保証人の記名押印が必要となります。
ただし、設置者に決定された方が、以下のア、イにあてはまる場合は、連帯保証人を立てる必要はありません。
ア これまでに、国又は地方公共団体の施設において、自動販売機設置の実績があり、県がその実績を確認できる場合
イ 1年度の貸付料（貸付期間が1年度に満たない場合は、1年度分に相当する額）の1.1倍に相当する金額以上の現金や有価証券（貸付期間満了までは換金可能であるものに限ります。）などの担保を提供していただける場合
- (2) 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- (3) その他参考となる書類

7 地産地消設置者の認定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、地産地消設置者としての認定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手続に応じなかった場合
- (2) 地産地消設置者が応募者の資格を失った場合
- (3) 地産地消自動販売機の定義に該当しない自動販売機を設置していることが認められ、指導により改善されない場合

8 その他

貸付手続に関する一切の費用については、地産地消設置者の負担とします。また、地産地消設置者の都合による契約の解除は、設置後1年を経過し、か

つ、2か月前までに申入れがあった場合には、これを認めるものとしませんが、契約の解除により行う応募への参加は認めません。

問い合わせ先

宮崎県農政水産部 農業流通ブランド課

食の安全推進担当：永田

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7132